

先生各位

検体検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
この度、2024年(令和6年)6月28日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0628第2号」により、下記の検査項目の一部変更が通知されましたのでご案内いたします。

謹白

記

- 適用日 2024年(令和6年)7月1日から適用
- 保険収載内容 一部変更項目

検査項目	保険点数
抗カルジオリピンIgG抗体	226点
抗カルジオリピンIgM抗体	226点
抗 β_2 グリコプロテイン I IgG抗体	226点
抗 β_2 グリコプロテイン I IgM抗体	226点

- 保険収載内容 一部変更 下線太字部分が変更されました。

検査項目	抗カルジオリピンIgG抗体 抗カルジオリピンIgM抗体 抗 β_2 グリコプロテイン I IgG抗体 抗 β_2 グリコプロテイン I IgM抗体
診療報酬 点数表区分	「D014」 自己抗体検査「30」
保険点数/判断料	各226点 / 免疫学的検査判断料(144点)
留意事項	ア 「30」の抗カルジオリピンIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 イ 「30」の抗 β_2 グリコプロテイン I IgG抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 ウ 「30」の抗 β_2 グリコプロテイン I IgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 エ 「30」の抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗 β_2 グリコプロテイン I IgG抗体及び抗 β_2 グリコプロテイン I IgM抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。

該当項目：抗カルジオリピンIgG抗体(項目コード：3581) ELISA法 ※FIA法：受託未定
抗カルジオリピンIgM抗体(項目コード：3582) ELISA法
抗 β_2 グリコプロテイン I IgG抗体(項目コード：3583) CLEIA法
抗 β_2 グリコプロテイン I IgM抗体(項目コード：3584) CLEIA法
抗リン脂質抗体パネル(項目コード：3506) CLIA法